	D/- B	/ LL	
別記第1	号様式	(第5条	≥関係)

終録N○		
XX42 \ ( )		

## 美唄市緊急通報システム設置申請書

( 宛 先 ) 美唄市長 年 月 日

緊急通報システムの設置について、以下の項目に同意のうえ、次のとおり利用申請をします。

- 1) 市が緊急通報の連絡体制確保の目的で、緊急通報システム等の設置及び廃止の連絡を民生児童委員に通知すること。
- 2) 市が設置負担金算出の目的のため申請者及び同居の世帯全員の市民税課税額等の確認を行うこと。
- 3) 市が緊急通報システム等の利用決定に係る情報及び申請内容を消防署及び委託業者等に提供すること。

					申請者				FI
· 大 ( )	ふりがな 氏 名			男女	明治·大正 昭和·平成	年	月	日	歳
	住所				電話番号	【自宅】			
申請者 (1)	主な病名・ 身体状況等								血液型
<u> </u>	かかりつけの	名 称			科目			主治医	
	医療機関	名 称			科 目			主治医	
	介護保険状況	要介護	1.2.3.4.5	要支援	1.2	認定外・	未申請	<ul><li>申請</li></ul>	中
	ふりがな 氏 名			男 女	明治·大正 昭和·平成	年	月	日	歳
· 杂	住所				電話番号	【自宅】			
(対象者②	主な病名・ 身体状況等								血液型
$\overline{}$	かかりつけの	名 称			科目				
	医療機関	名 称			科目				
	介護保険状況	要介護	£ 1 · 2 · 3 · 4 · 5	要支援	1 • 2	認定外 •	未申請	· 申	請中
他	ふりがな 氏 名			男女	大正·昭和 平成·令和	年	月	日	歳
の世帯	ふりがな 氏 名			男 女	大正·昭和 平成·令和	年	月	日	歳
員	ふりがな 氏 名			男 女	大正·昭和 平成·令和	年	月	日	歳
	住宅の状況	自宅•借	家・間借・公営住宅・アパー	-ト・その他	(	)/住居構造	木造•鐒	:筋 /	平屋•
健原	<b>康保険加入状況</b>	後期高	齢・ 国保・ 社保・	共済 ·	生保				
	生計の状況	年金(	)・仕送 ・ 給料	• 生活保証	蒦・その他(	)			
親族等	氏名		住所		続柄	職業		連絡	先
等の									
状況									

		ふり; 氏	がな 名			続柄		毛	自宅】				
緊急連絡先	第 1 連絡先	住	所										
		その他	連絡先	名 称 (勤務先等)					電話番	号			
	httr. o	ふり; 氏	がな 名			続柄		€	自宅】				
	第 連絡	先	住	所									
緊急協力員			その他	連絡先	名 称 (勤務先等)					電話番	号		
	笠	1	ふり; 氏	がな 名					性別		電話		
	第 1 連絡先	住	所										
			備	考				申請	者との関係	系			
			ふり; 氏	がな 名					性別		電話		
	第 2 連絡先	住	 所										
			備	考				申請	者との関係	系			
<del></del>	# D		親族		<u> </u>			1		<u> </u>			
父 次 状	売の 況		<b>正隣住民</b>										
利用している		名	 名 称					電話番号					
利用している 居宅介護支援 事 業 所 等		担当	担当ケアマネージャー等氏名										
申請書	提出者			民生委員 ( ) 親族 (					)				
<ul><li>包括支援センター</li><li>ガスの使用</li></ul>							)	事業所	(				)
特記事項		補聴器の使用 歩行状態 ギ			無 ・ 有 普通 ・ 杖使月	用・ 車椅子位	使用						
		介部	隻サービ ヘルノ			)、デイサー	 -ビス(		)、その	D他(		)	
		鍵0	D保管	,			`	電話番-		,_ `		,	)

緊急通報装置等を申請・利用するにあたり、下記の事項を留意の上、申請してください。

- 1、協力員につきましては、家の様子を見に行っていただいたり、緊急信号を受け、出動した緊急対処要員が玄関の鍵を開けるときに、立会をお願いしたりしますので、できるだけ同じ町内または、数分でご自宅にかけつけられる方に協力をお願いしてください。
- 2、利用の必要がなくなった際には、美唄市に届け出してください(機器を回収いたします)。
- 3、長期にわたり不在になる場合、必ず市又は委託事業者へご連絡ください。
- 4、下記の項目については自己負担となります。
  - · 新規設置手数料 ( 円)
  - ・6年に1度の保守点検費用(負担区分に応じた金額)
  - ・電話通信料
  - ・自己都合による移設費用
  - ・通報装置等に内蔵している電池等の消耗品